

一深めませんか・・・介護の絆一 羽曳野市家族介護者教室 参加者募集

あたたかい心が通う介護のために、介護を必要とする方、介護をする方、それを見守る地域の方などが、それぞれ「介護」について理解を深め、つながりあい、絆を深めていただく講座です。

本講座は、市内の在宅介護支援センター・グループホーム事業者の企画提案に基づき、市と事業者が協働で開催します。(今年度は約40回行う予定。順次お知らせします。)お住まいの身近な地域での介護講座にふるってご参加ください。

日時	テーマ	場所	講師	企画・申込先
8/6 (木) 14:00～15:30	高齢者介護と住環境 “脱水症状と栄養・住宅改修について”	介護老人保健施設まほろば	管理栄養士 高嶋氏 住環境コーディネーター 松本氏	在宅介護支援センターまほろば(※申込不要)
8/26 (水) 13:30～15:00	認知症の方とのコミュニケーションのとり方・介護体操・相談	高年生きがいサロン5号館	グループホームこころあい介護職員 泉香奈子氏・松場久美氏	グループホームこころあい
8/27 (木) 13:00～16:00	家族介護相談会 “在宅介護に関する個別相談”	市役所別館2階 研修室3	介護支援専門員	グループぶどうの家
8/28 (金) 13:30～15:00	認知症薬剤治療の現状 “適切な薬剤の使用法・効能を学習する”	東部コミュニティセンター(石川アザ)	製薬会社エーザイ(株)職員	グループホームみやび

【費用】無料

【申込み】企画・申込先まで電話でお申し込みください。定員になりしだい締め切ります。

在宅介護支援センターまほろば：☎956-2287(※問合せのみ) グループホームこころあい：☎931-0075

グループホームぶどうの家：☎950-0157 グループホームみやび：☎950-0382 【担当：高年介護課】

道の駅しらとりの郷・羽曳野 8月開館・営業および休業日変更のお知らせ

施設名	施設概要	開館・営業日および時間	休館日
野外活動広場(総合棟) ☎957-6900	芝生広場・子供遊具	8:30～19:00 (9月末日まで)	毎週木曜日
	バーベキュー広場	9:30～17:45	
休憩情報案内等	交通情報・観光情報などの提供	9:30～18:00	
トイレ棟 (公衆電話・駐車場)	24時間利用出来るトイレ・公衆電話・駐車場	24時間利用	無休
商工物産館「タケル館」	地元特産品の販売等 ☎957-8180	13日木曜日臨時営業 9:30～18:30	20日(木曜日) 臨時休業あり(ポスターにて)
	喫茶・軽食 ☎957-8800	13日木曜日臨時営業 7:00～18:30	20日(木曜日) 臨時休業あり(ポスターにて)
	はびきのうどん ☎958-2233	13日木曜日臨時営業 11:00～18:30	20日(木曜日) 臨時休業あり(ポスターにて)
JA大阪南農産物直売所 「あすかてくるで」	地元の野菜・果物・花木の販売 ☎957-8318	13日木曜日臨時営業 10:00～18:00	20日(木曜日) 臨時休業あり(ホームページ・ポスターにて)

快適な街づくりへ 広がる下水道

市では快適で衛生的な街づくりを目指して公共下水道の整備を進めています。

8月1日から新たに、恵我之荘・南恵我之荘・島泉・高鷲・向野・伊賀・野・郡戸・檜山・はびきの・学園前・羽曳が丘・野々

上・東阪田・古市地区のそれぞれ一部の地域で供用開始を行います。これで供用開始区域は855haに広がり、整備率は73.7%に達しました。(処理開始区域図は下水道総務課に備え付けています)

排水設備工事(水洗化工事)は3年以内に指定工事店で

公共下水道の供用が開始され、排水設備工事ができるようになった区域を「処理区域」といいます。処理区域になると、供用開始日から3年以内に排水設備工事をしていただかなければなりません。快適で衛生的な環境づくりや河川・水路の水質保全のためにも、速やかに排水設備工事を行っていただくようお願いいたします。

排水設備工事は、指定工事店でなければ施工することが出来ません。指定工事店は、所定の試験に合格した責任技術者がいる業者で、羽曳野市下水道条例や、指定工事店に関する規則に定める基準に適合しており、排水設備工事实務指針に沿った工事を行うための必要な技術を習得しております。平成21年7月現在257社(一覧表は下水道総務課に備え付けています)が指定されており、工事の見積りや市への申請手続きを皆さんに代わり行うことができます。

排水設備工事(水洗化工事)の助成制度

市では、改造工事や切り替え工事の負担を少しでも軽くし、速やかに公共下水道に接続していただくための助成制度を設けております。

*助成制度の対象となる工事

くみ取り便所改造工事と浄化槽切り替え工事、家屋の新築や便所の増築については対象となりません。

*助成の方法、金額

助成制度には、補助金の交付と融資の斡旋(銀行貸し付け)があり両方受けることができます。

◎補助金の交付は、建物の形態や便所の処理方法や個数により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

例 一戸建て住宅 汲み取り便所 10,000円
浄化槽 8,000円

◎融資の斡旋は、便所の処理方法に関係なく50万円を限度とし工事にかかった費用分を斡旋します。

◎補助・融資斡旋要件

①市税、下水道受益者負担金の滞納がないこと。

②供用開始から3年以内に工事を行うこと。

③融資の斡旋を受けるときは、府内在住の連帯保証人があること。

詳細については、前もってお問い合わせください。

問い合わせ 下水道総務課 (内線 2370)